

全国児童福祉主管課長会議

【参考資料】

- ・「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（安心こども基金）」の実施について・・・ 1
- ・ひとり親家庭等の在宅就業支援事業例（国審査分事業から）・・・・・・・・・・ 8

平成 22 年 1 月 18 日（月）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

(参考資料)「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(安心子ども基金)」の実施について

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(都道府県審査分)実施基準(案)

第1 対象者

本事業の対象はひとり親とする。その上で、地域の実情に応じて寡婦、障害者及び高齢者も対象とすることも可能とする。

第2 事業の実施方法

1. ITを用いた在宅就業の実践

ITを用いたひとり親等の在宅就業を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図るため、次の(1)から(3)に掲げる取組を一体的に行うことが必要である。

また、本事業の実施期間(平成23年度末まで)を通じて在宅就業としての運営を軌道に乗せ、平成24年度以降は自治体の事業として、あるいは、本事業の委託先となった実施団体の事業として、ひとり親等の在宅就業の継続が一定程度見込まれるものであること。

なお、実施にあたっては複数の自治体が連携して取り組むことも可能とする。

(1) 業務の開拓

在宅就業により実施する業務について、発注者の掘り起こしや官公需の切り出しのための具体的な活動を行う。

①この場合、ひとり親の在宅就業として望まれる業務は、子育てとの両立が可能となるようなある程度の時間の自由度があり、原則として、以下のいずれかに該当するものとする。

業務A 無理なダブルワーク、トリプルワークの解消につながるレベルの収入が得られる在宅業務。

業務B 子どもが小さいため等によりパートを増やせない人が、将来の教育費支出等に備えるレベルの追加収入が得られる在宅業務。

②業務の開拓に当たっては、以下の点に留意するものとする。

ア 新規の業務開拓(民需、官公需)を行い、既存の就業者を圧迫しないことが必要である。

イ 安定した業務発注を確保するために、発注者となる事業者を組織化する、あるいは既に組織化された事業者集団と提携することも有効である。

ウ 地方自治法施行令第167条の2の活用について考慮することも有効である。

エ 発注者が新たな在宅就業業務を生み出すための支援をすることも有効である。

具体例 発注者が在宅就業者を有効に活用するためのインフラ整備、システム構築、人事制度整備などに関し、本事業の実施団体が普及啓発やコンサルティングを行う など

(2) 参加者の能力開発

在宅就業についての訓練プログラムを実施し、優良な就業機会につながるスキルアップを支援する。

①訓練プログラムは、(1)により開拓する業務内容を踏まえるとともに、参加者の計画・能力に応じた訓練を行うことが必要である。

例えば、(1)の①に掲げた業務Aと業務Bについては、それぞれに訓練プログラムを設けることとなる。

業務Aコース

無理なダブルワーク、トリプルワークの解消につながるレベルの収入が得られる在宅業務に必要なスキルの習得を目標とするもの。

業務Bコース

子どもが小さいため等によりパートが増やせない人が、将来の教育費支出等に備えるレベルの追加収入が得られる在宅業務に必要なスキルの習得を目標とするもの。

②訓練プログラムの期間は、18ヶ月とし、最初の6ヶ月間は基礎訓練とし、基礎訓練終了後の12ヶ月間は応用訓練とする。

基礎訓練は、契約・税務処理、ビジネスマナー、情報セキュリティなど在宅就業者となるための基礎的な能力開発に加え、(1)により開拓した業務を遂行するために必要な知識・技能を修得するものとする。応用訓練は、いわゆるOJTとして実際に在宅就業に従事し、在宅就業収入も得ながら、能力開発を継続するものとする。(定期的に集合訓

練を開催して就労の進捗状況の確認や品質確認のための指導、相談、交流機会の提供を行うなど)

なお、地域の実情に応じ、内容を集約して、訓練プログラムの期間を短縮することは可能であるが、その場合も訓練の実効性が十分に確保されることが前提である。

③訓練プログラムについては、以下の点に留意するものとする。

- ア 基礎訓練の実施前に適正審査を行い、訓練プログラムへの参加が可能であるか審査を行うこと。
- イ 基礎訓練終了時に到達度審査を行い、その結果、訓練の成果が認められない場合は、応用訓練プログラムへの参加を中止する等の措置をとること。
- ウ 応用訓練期間中も審査を行い、目標とするスキルに到達する見込みがない者は、訓練プログラムへの参加を中止する等の措置をとること。
- エ 訓練の方法については、eラーニング等による在宅訓練と集合訓練を組み合わせる行うこと。
- オ 集合訓練時においては、休日・夜間の開催、地区別開催、託児サービスの実施など参加者が訓練を受けやすい環境の整備を図ること。

④訓練受講者に対しては、訓練期間中は訓練手当を支給するものとし、内容は、以下による必要がある。

ア 手当月額の上限は、以下のとおりとする。

基礎訓練期間

業務Aコース 月額5万円(おおむね1日3時間、月54時間以上の訓練に対し)

業務Bコース 月額3万円(おおむね1日2時間、月36時間以上の訓練に対し)

応用訓練期間

業務Aコース 月額2万5千円(おおむね週1日、月28時間以上の訓練に対し)

業務Bコース 月額1万5千円(おおむね2週に1日、月16時間以上の訓練に対し)

ただし、訓練の実効性が確保されることを前提に、訓練1時間あ

たりの単価は同水準としながら、内容を集約した各月のプログラム及び手当月額を地方自治体が設定することは可能である。

イ 訓練手当の支給期間は、最大で18ヶ月とし、その内訳は基礎訓練6ヶ月、応用訓練12ヶ月とする。

なお、平成24年3月末日までに訓練プログラムへの参加を開始している者に対し、同年4月以降も自治体の事業として、あるいは、本事業の委託先となった実施団体の事業として、訓練を行う場合には、その者に対する訓練手当については、その者の参加から18ヶ月を限度として、本事業の経過措置として支給できるものとする。

(3) 業務処理の円滑な遂行を確保する仕組み

業務処理（受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払い等）の仕組みを実際に設け、在宅就業者（応用訓練期間中の者を含む）を（1）により開拓した業務に従事させる。

- ①（1）で開拓した業務の内容、発注者、仲介業者等の実情など、地域の状況に応じて効果的な方法を検討し、実施することが必要である。
- ②在宅就業者を子育て面や精神面を含めて支援する仕組みを設けることが有効である。

具体例 契約・納品等トラブル相談、参加者の子どもの託児、
参加者のサロン事業、ワークステーションの設置、
参加者の技術面・精神面での支援サービス など

2. ITを用いない他の種類の在宅就業の実践

ITを用いない在宅就業についても、以下の要件に該当するものについては、本事業により実施できるものとする。

- (1) 従来型の内職に代わる新しい在宅就業形態であること。
- (2) 新規の業務開拓を伴うこと。
- (3) 訓練プログラムを備え、優良な就業機会につながるスキルアップが可能なこと。
- (4) 業務の品質管理・相談支援の仕組みを有すること。
- (5) 平成24年度以降は自治体の事業として、あるいは、本事業の委託先となった実施団体の事業として、ひとり親等の在宅就業の継続が一定程度見込まれるものであること。

3. 付帯事業

本体事業（在宅就業の支援）との関係で、本体事業費のおおむね3分の1の範囲で、以下の事業を付帯事業として実施できるものとする。

①本体事業の参加者（参加を検討している者を含む）の就業及び生活との関係で付加価値を高める事業

具体例 パソコンとインターネットを本体事業の参加者が使用していない時間を活用し、本体事業参加者の子どもに対してeラーニング等のサービスを行う。

②本体事業のインフラを有効に活用する事業（「社会のセーフティネットづくり」、「活力ある社会づくり」、「地域づくり、地域再生」に関連するものに限る）

具体例 パソコンとインターネットを本体事業の参加者が使用していない時間を活用した本体事業参加者の子どもに対するeラーニング等のサービスを他の家庭でも利用可能とする。

第3 その他

(1) 以下の事業は、本事業の対象としない。

①国が別途定める国庫負担（補助）制度により現に当該事業の一部を負担し、又は補助している事業

②土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(2) 本体事業は原則として次の額を上限とすること。ただし、これによりがたい場合は国に協議を行うこと。

1事業あたり 300,000千円

① 第2の1の(1)、(2)及び(3)の取組が一体的に実施される場合における一体性を有する業務等のまとまりを1事業単位とみなすこととする。

②運営要領の別添17の3の(1)に規定する「厚生労働大臣が必要と認めた額」の事業を拡大する場合（拡大後の事業が第1及び第2を満たしている場合に限る。）も1事業単位とみなすこととする。

(3) 都道府県による事業実施計画の審査

①都道府県が本事業を実施しようとする場合は、あらかじめ別添を参考と

した事業実施計画を策定し、当該都道府県職員以外の有識者で構成する委員会等（「評価委員会等」という。以下同じ。）による評価を受け、実施内容を決定すること。

②市（特別区を含む。）が本事業を実施しようとする場合は、別添を参考に都道府県が定める事業実施計画の様式により事業実施計画を策定し、都道府県に提出するものとする。

都道府県は、当該事業実施計画について審査を実施し、採択の可否を決定すること。なお、この場合においても、評価委員会等による評価を行い、採択の可否を決定することが望ましい。

③都道府県は事業実施計画の決定（①の場合）又は採択（②の場合）をした場合は、その事業実施計画の内容について当職あて遅滞なく報告を行うものとする。

（４）事業の事後評価について

本事業の実施主体は、事業の実績について報告書を作成するなど本事業の事後評価にも留意すること。

（５）（３）の①及び②における評価委員会等に必要な経費については、運営要領の別添 17 の 4 の対象経費の範囲内で対象とする。

別添（参考様式） 略

別添 17

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

1 目的

ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の内容

ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を実践する。

(2) 事業の実施主体

都道府県及び市

(3) 事業者

実施主体が適当と認める者

(4) 事業の実施期限

平成24年3月31日とする。ただし、本事業による能力開発期間中における訓練手当の支給に関しては、平成24年3月31日までに本事業による能力開発を開始した者に係る能力開発が終了する月の末日と平成26年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

厚生労働大臣が必要と認めた額又は別に定める基準に照らし都道府県知事が必要と認めた額

(2) 補助率

定額

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、共済費、報償金、賃金、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費